# マイナ保険証移行に関するご案内(令和6年12月2日更新)

## マイナ保険証の利用を推奨します

マイナ保険証を利用することでご自身の医療データに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。まだマイナンバーカードの保険証利用登録をされていない場合は登録をご検討ください。令和7年12月1日までは発行済みの健康保険証をご利用いただけますが、お早めにマイナ保険証を使用しての医療機関受診に慣れておくことをお勧めします。

## マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、以下のようなメリットがあります

## 【マイナ保険証のメリット】

- ・ 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- ・ 就職や転職後の健康保険証の切り替え・更新が不要になります。※手続きは必要です
- ・ マイナポータルで医療費通知情報等を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- ・患者が医療関係者と診療・薬剤情報を共有することで、正確でより良い医療を受けられ、 投薬の重複を避けることができます。

#### マイナンバーカードで医療機関を受診するための準備

マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得



マイナポータル

マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。

※以下から選択

#### 医療機関で

医療機関・薬局の顔認証 付きカードリーダーから申 し込めます



#### スマホから

STEP1

STEP2

STEP3

STEP4

☑ 下記3つを準備

**●**マイナンバーカード

2マイナンバーカード読取対応のスマホ

❸アプリ「マイナポータル」のインストール

「マイナポータル」を起動する。

「申し込む」をタップする。

利用規約等に同意する。

マイナンバーカードを読み取る。



iPhone





Android



#### ☑必要なものは マイナンバーカード のみ! ※マイナンバーカード暗証番号 (4桁)が必要です ATM 画面 マイナンバーカード での手続き

セブン銀行ATMで

健康保険証 利用の申込み

## マイナ保険証での医療機関受診方法

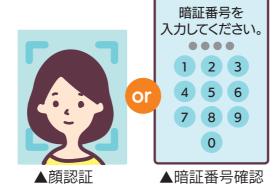
## マイナンバーカードでの医療機関・薬局の受付方法



## マイナンバーカードは毎回受診時に持参して受付します!



顔認証つきカード リーダーにマイナン バーカードを置く。



カードリーダーのカメラで顔認証または暗証番号を入力して、本人確認。

過去のお薬情報を当 機関に提供することを 同意しますか。

この情報はあなたの 診察や健康管理のため に使用します。

同意する

同意しない

▲薬剤情報

「薬剤情報の閲覧」 「特定健診情報の閲覧」の 同意確認。

(40歳以上対象) 過去の健診情報を当 機関に提供することに 同意しますか。

この情報はあなたの 診察や健康管理のため に使用します。

同意する

同意しない・40歳未満の方

▲特定健診情報

あッという 間に 受付完了!

限度額情報を提供しますか。

提供する

提供しない

▲限度額情報

【↓「限度額情報の閲覧」 の同意確認。

## 新規加入者

### マイナ保険証利用登録済みの方

届出受領し、健康保険組合にてデータ登録完了後、資格情報のお知らせを交付します 資格情報のお知らせが手元に届きましたら、マイナ保険証をご利用ください

## マイナ保険証未登録の方等

マイナ保険証利用可能(データ登録完了)までには、 概ね届出受領後1週間程度を見込んでいます。 データ登録完了後に資格情報のお知らせを交付します。

入社時や被扶養者届の申請時に資格確認書を希望してください 届出受領後に資格確認書を交付します また、データ登録完了後に追って資格情報のお知らせを交付します 医療機関の受診には資格確認書をご利用ください

※交付は全て事業所経由となります。任意継続の方は健保より直接交付となります。

## 資格情報のお知らせとは??

健康保険証の交付が廃止されることに伴い、加入者が自身の資格情報等を簡易に把握することを目的に、「資格情報のお知らせ」を交付します。

給付金等の

申請時に!

健康保険の各種給付金等の申請、お問い合わせの際に必要となる記号・番号を把握することができます。

医療機関等の

受診時に!

機器の不具合等でマイナ保険証が利用できない時に、マイナンバーカードと 資格情報のお知らせを併せて提示することで、今までどおり受診できます。 高齢受給者証をお持ちの場合は高齢受給者証も併せて提示が必要です。

※マイナポータルから確認できる健康保険証の「資格情報画面」でも代用が可能です。 (PDFダウンロード可)確認方法は次ページをご確認ください。

保険証発行廃止以前の加入者で資格情報のお知らせをお持ちでない方 (前回の一斉交付以降の加入者等)

令和6年12月2日以降に資格情報のお知らせを一斉交付をします。

# マイナポータルより 資格情報画面をダウンロード出来ます!

ご自身の健康保険証情報がシステムに正しく登録されているか確認が出来ます。 医療機関で資格情報のお知らせを求められた際に資格情報画面で代用することが出来ます。

スマートフォンでマイナポータルアプリをダウンロードしてください。 ※PCからもマイナポータルを利用出来ますが、カードリーダーが必要になります。

#### **企**確認方法



- 1. マイナポータルにログインします。
- 2. ログイン後、ホーム画面の証明書にあります健康保険証を選択してください。
- 3. 健康保険証の資格情報が確認できます。
- 4. 資格情報画面はダウンロードすることが可能です。

## 「資格情報のお知らせ」利用方法

**2024年12月2日以降**、現行の健康保険証は発行できなくなります。2024年12月1日以前に発行された健康保険証は経過措置として2025年12月1日まで使用することができますが、過渡期においてはオンライン資格確認ができない医療機関等でマイナ保険証を提示した際に、健保組合名や記号、番号等がわからないため、マイナ保険証と合わせて当該医療機関等の窓口に提示いただくものです。

注)「資格情報のお知らせ」は、健康保険証を代替するものではないため、 これだけを提示して保険診療を受けることはできません。

オンライン資格確認ができる医療機関等

マイナ保険証(マイナンバーカード)

オンライン資格確認システムの利用環境が構築されており、正常に稼働していれば、マイナ保険証のみで受診することができます。

※ マイナンバーカードをマイナ保険証として利用 するためには、事前の利用手続き(紐づけ)が 必要です。 オンライン資格確認ができる環境がない医療機関等



※ 機器や回線のトラブルでオンライン資格確認ができない場合も含みます。

## 資格確認書とは??

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ保険証を取得していても諸事情(施設や介助者に預ける場合など)により利用できない方、マイナ保険証利用登録をしていない方等は、健康保険組合から交付される資格確認書を提示すれば、これまでどおりの保険診療を受けることができます。

## 保険証発行廃止以前の加入者(保険証をお持ちの方)

マイナ保険証未登録の方には、令和7年12月1日までに資格確認書を一斉交付します。

資格確認書一斉交付までは、保険証をご利用ください。

※保険証は令和7年12月1日まで使用可能です。

## 医療機関受診時のご案内

## マイナ保険証登録済みの方

- ・「マイナ保険証」をご利用ください。
- ・医療機関にて何らかの理由でマイナ保険証が利用できない場合は、「マイナ保険証」に併せて、「資格情報のお知らせ」、もしくは、「医療保険の資格情報画面」の掲示が必要です。※「医療保険の資格情報画面」はマイナポータル(アプリ)よりダウンロード出来ます。

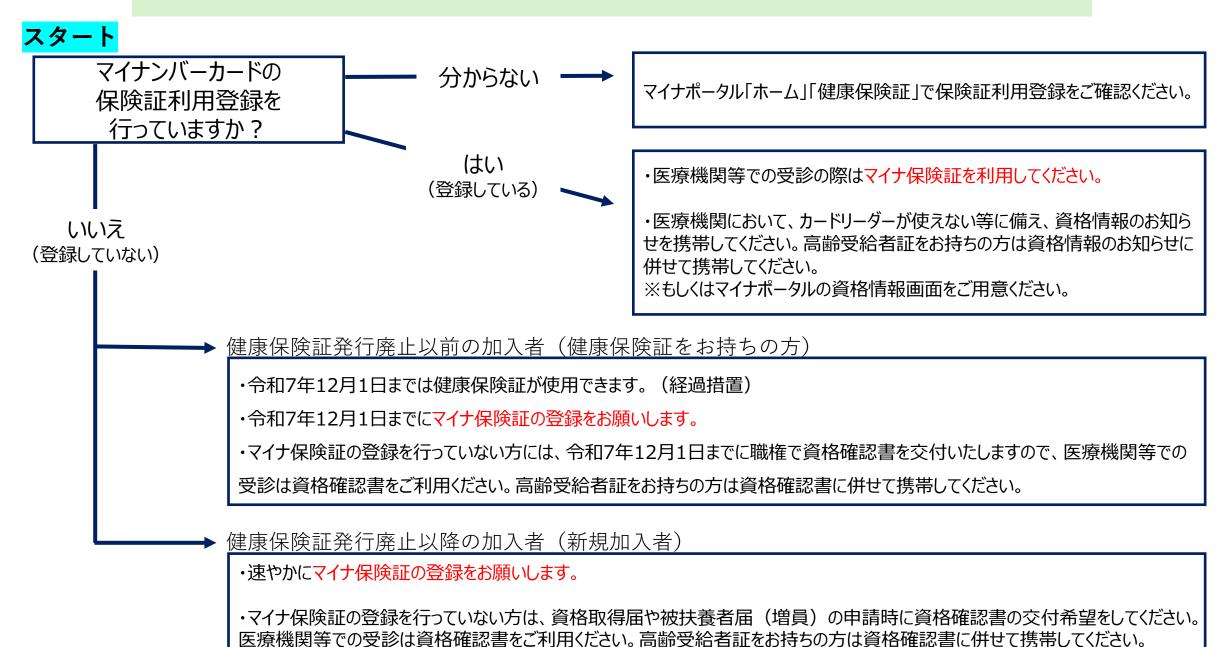
## マイナ保険証未登録の方

・「保険証」もしくは「資格確認書」をご利用ください

## 高齢受給者証をお持ちの方

・資格情報のお知らせ・保険証・資格確認書を利用する際に併せて高齢受給者証の提示が必要です。

## 医療機関受診時のご案内(フローチャート)



## 海外転出者のマイナンバーカードについて

令和6年5月27日から、日本国籍の方は、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できることになりました。

※国外転出前に国外転出者向けマイナンバーカードに切り替える必要があります。

手続きを国外転出予定日の前日までに行わないまま国外転出をすると、マイナンバーカードは国外転出予定日に失効しますので、ご注意ください。

現在マイナンバーカードを持っていない海外在住の日本国籍の方(2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限る。)もマイナンバーカードを国外より申請することが可能です。

マイナンバーカード総合サイト(地方公共団体情報システム機構)に詳細が記載されておりますので、ご確認ください。

https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/

## 返却・回収のご案内

退職や被扶養者の減員などで資格喪失される際に、以下のものは返却・回収の義務がありますので、必ずご返却ください。

保険証(令和7年12月1日までは返却・回収の義務あり)

**資格確認書**(有効期限内のものは返却・回収の義務あり)

※高齢受給者証をお持ちの方は併せてご返却ください。

資格情報のお知らせは返却・回収の義務はありません。

## 関連リンク

※マイナンバーの保険証利用について (厚生労働省ホームページ) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_08277.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_08277.html</a>

※マイナンバーカードの申請手続き(地方公共団体情報システム機構ホームページ) https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/

※マイナンバーカードの健康保険証利用登録方法(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_40391.html

※医療機関でのマイナ保険証利用方法(デジタル庁作成動画) https://www.youtube.com/watch?v=xm5yq\_Ld83c

# お願い

届出につきましては、事実発生日より5日以内のご提出をお願いいたします。

#### 「被保険者資格取得届」「被扶養者届」に正確な情報をご記入ください。

※当健康保険組合では、漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・<u>住民票住所</u>の5情報をもとにJ-lis照会よりマイナンバーを取得し登録を行っております。

届出が正確に記載されていない場合には、以下の点にご留意ください。

- ・データ登録完了には相当期間を要する場合があります。
- ・データ登録完了までの間はマイナ保険証がご利用いただけません。

データ登録完了には概ね届出受領後1週間を見込んでいます。

令和6年12月2日以降、データ登録が完了しましたら資格情報のお知らせを交付します。資格情報のお知らせ確認後のマイナ保険証利用をお願いします。